

～成年後見人等に係る送付先届の添付書類について～

「成年後見人等に係る送付先届」に記入のうえ、下記の書類をご準備ください。

・登記事項証明書の写し

(補助人・保佐人・任意後見人の場合は、当該行為の代理行為目録を含む)

・成年後見人等の本人確認書類の写し

(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・健康保険証等)

※法人が成年後見人等になっている場合は、下記の書類もご準備ください。

・手続者が法人に所属していることの証明書

(社員証、委任状等)

◆郵送の場合や代理人による手続の場合でも、必要書類は同じです。

◆税については、財政部窓口での手続が別途必要です。

財政部窓口：財政部住民税課（本庁舎2階 3番窓口）

この依頼は、成年後見人等に係る送付先届で、住所・世帯主・納税義務者を変更するものではありません。

住所地に居住実態がない場合(施設、病院、親族・親類宅等にて生活が続く場合等)には、居住実態調査の対象になり、職権により住民票が消除されることがあります。住民票が消除された場合、様々な市民サービス(介護保険や医療保険等)が利用できなくなります。

住所異動に関する手続きやご相談は、市民課窓口もしくは電話にてお問い合わせください。
(市民課 窓口・郵送担当 電話:042-620-7232)